

令和5年度

定期監査結果報告書

下北地域広域行政事務組合

監査委員

1 監査の対象

令和4年度、令和5年度下北地域広域行政事務組合の財務に関する事務の執行状況について

監査対象期間 令和4年4月1日から令和5年9月30日まで
(契約事務の執行状況については、令和4年度に契約締結したもののから抽出し、審査対象とした。)

2 監査の実施期間

令和5年8月24日から令和6年1月16日まで
監査日程は、資料1のとおりである。

3 監査の対象部署

大畑消防署
大畑消防署風間浦消防分署
大間消防署
大間消防署佐井消防分署

4 監査の着眼点

本年度の監査は下記に重点を置いた。

- (1) 職員の配置状況
- (2) 予算の執行状況
- (3) 契約事務の執行状況
- (4) 財産の管理状況

5 監査の方法

下北地域広域行政事務組合監査基準第15条に準拠し、監査対象部署に対し資料の提出を求め、その資料を参考として関係書類を審査するとともに、当該部署の令和5年度事務の概要説明を求め、当該事務が法令等に基づいて適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、例月現金出納検査の結果も参考とし、また、予算の執行状況及び財産の管理状況については、現地に赴き、関係職員から説明を求めるなどにより実施した。

6 監査の結果

監査の着眼点別に列記する。

(1) 職員の配置状況

令和5年4月1日における職員数、配置状況等を審査した。

定期監査対象部署の職員の配置状況（各年度4月1日現在）

（単位：人）

部署名	種別	令和5年度	令和4年度	増減
大畑消防署	職員	27	27	0
	会計年度任用職員	0	1	▲1
	合計	27	28	▲1
大畑消防署風間浦消防分署	職員	18	19	▲1
	会計年度任用職員	0	0	0
	合計	18	19	▲1
大間消防署	職員	29	28	1
	会計年度任用職員	0	0	0
	合計	29	28	1
大間消防署佐井消防分署	職員	18	18	0
	会計年度任用職員	0	0	0
	合計	18	18	0

職員の配置状況を前年度と比較すると、大間消防署において1名増員となった一方、大畑消防署及び風間浦消防分署において1名減員となっており、いずれの部署も限られた人数で業務の遂行に努めていた。

また、8月中の業務の状況を確認したところ、佐井地区における行方不明者の捜索に係る警戒出動及びそれに伴う署内で消火、救急及び救助の対応を行う人員の確保のため、佐井消防分署の時間外勤務の平均時間が多い状況であった。

(2) 予算の執行状況

予算の執行状況について、適正かつ効率的に行われているかを審査したところ、いずれの部署も適正に処理されていた。

(3) 契約事務の執行状況

契約事務の執行状況について6件（資料2）の契約事務を抽出し、その契約方法、手続き及び契約内容の適否を審査した。

審査の結果、一部に改善を要する事項等があった。

契約内容や関係法令を確認し、適正に事務を執行されたい。

【風間浦消防分署】

「第2分団屯所車庫シャッター修繕」

○注意事項

- ・本契約の入札は郵便入札により行われているが、辞退者の取扱いに誤りがあった。
- 第1回指名競争入札において、5者辞退としているが、この内4者が郵送によらない辞退届の提出であったため、令和4年度下北地域広域行政事務組合郵便入札実施要綱第7条第2項の規定により、辞退ではなく棄権とみなされる。また、第2回指名競争入札においても4者辞退としているが4者とも郵送によらない辞退届の提出であったため、同様に棄権とみなされる。

【大間消防署】

「大間町消防団防寒衣購入」

○改善を要する事項

- ・下北地域広域行政事務組合財務規則第140条第1項第1号により契約保証金の納付を免除としているが、納入業者が保険会社との間に組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結した際の保険証書が提出されていなかった。このため、契約保証金の納付免除の要件を満たしているとはいえ、契約保証金も納められていないため、請負契約の履行を担保するための保証が保全措置されていないこととなる。

【佐井消防分署】

「オンライン会議用備品購入」

○注意事項

- ・仕様書にメーカーや品番を指定しているが、指定理由の記載がなかった。理由のない指定は、入札における透明性、競争性及び公正性を欠くこととなるため、指定理由の記載が必要である。
- ・同等品が納品されているが、事前に納入業者からの同等品申請に係る書類を受けていなかった。
- ・納品された物品は、仕様書の規格と異なっており、事前に同等品申請の確認もを受けていないため、契約目的物が納品されたことにはならないことになる。

(4) 財産の管理状況

①切手

切手については、いずれの部署においても適正に管理されていた。

②物品

物品については、備品台帳及び被服等貸与台帳からの抽出により取得、管理及び処分の事務処理が適正に実施されているかなどを審査したところ、注意を要する事項があった。

【全部署共通】

○注意事項

- ・貸与品については、下北地域広域行政事務組合消防職員の被服等貸与規則に則り運用が図られているところである。
しかし、一部貸与期間が満了した貸与品について、無償交付し、当該貸与品を引き続き使用、次の貸与が長期に渡り行われていない事例が認められ、職員の活動上の安全性が懸念された。
財産管理の徹底のため、貸与期間の延長処理を適切に行うとともに、貸与期間に基づく貸与サイクルを確立し、計画的な更新を図られたい。

【佐井消防分署】

○注意事項

- ・オンライン会議用備品購入契約により購入した物品一式を一括で台帳に登録し、同一の備品番号を付していた。
下北地域広域行政事務組合財務規則第216条第1項及び第235条の規定に基づき、それぞれの物品に備品番号の枝番を付すなど、整理して管理できるようにする必要がある。

③施設の維持管理

施設の管理状況については、建物をはじめとする設備などの管理状況、法令等に基づいた点検の実施状況について審査した。

建物については良好に管理され、点検についても適正に実施されていた。

風間浦消防分署及び大間消防署については、現在両施設とも新庁舎建設事業が進められており、風間浦消防分署は庁舎等建設基本設計が完成し、また、大間消防署は令和6年7月からの供用開始に向け、建設工事が進められている。

新庁舎の建設により災害応急対策の拠点としての機能の拡充、職員の執

務環境の向上が期待されていることから、住民の安全、安心な暮らしを守るため、滞りなく竣工の日を迎えることを望む。

(5) その他の事項

①燃料の保管について

いずれの部署も概ね適正に保管されていた。

②猛暑への対策について

職員の熱中症などの健康被害を防止し、安全な執務環境を確保するため、仮眠室等にエアコンの設置がないなど整備改善を必要とする部署においては、計画的な環境整備を図られたい。

資料 1

月 日	区 分	備 考	
9月22日 (金)	事前監査	9:00 ~ 10:00	大畑消防署
		10:45 ~ 11:45	大畑消防署風間浦消防分署
		13:15 ~ 14:15	大間消防署
		14:45 ~ 15:45	大間消防署佐井消防分署
10月16日 (月)	本監査	9:00 ~ 10:00	大畑消防署
		10:45 ~ 11:45	大畑消防署風間浦消防分署
		13:30 ~ 14:30	大間消防署
		15:00 ~ 16:00	大間消防署佐井消防分署
11月30日 (木)	講 評	10:30 ~ 12:00	大畑消防署 大畑消防署風間浦消防分署 大間消防署 大間消防署佐井消防分署

資料 2

部 署 名	契 約 の 名 称
大 畑 消 防 署	建物清掃業務委託 事務室網戸設置工事
大 畑 消 防 署 風 間 浦 消 防 分 署	第 2 分団屯所車庫シャッター修繕
大 間 消 防 署	一般電気工作物保安管理業務委託 大間町消防団防寒衣購入
大 間 消 防 署 佐 井 消 防 分 署	オンライン会議用備品購入